

環境美化推進員の役割について

環境美化推進員は、流山市クリーン作戦実施要綱に基づき自治会等が推薦した者を市長が委嘱いたします。

環境美化推進員が自治会の環境美化のために行う活動としては次のようなものがあります。（以下流山市クリーン作戦実施要綱抜粋）

（環境美化推進員）

第6条 クリーン作戦を円滑かつ効率的に推進するため、環境美化推進員（以下「推進員」という。）を置く。

2 推進員は、流山市自治会等交付金交付規則（平成16年流山市規則第47号）第2条に規定する自治会等（以下「自治会等」という。）が推薦した者を市長が委嘱する。

3 推進員は、原則として1自治会等1名とする。

4 推進員は、次の業務を行うものとする。

（1）クリーン作戦に関する広報活動

（2）区域内の美化推進に関する指導

（3）不法投棄の防止並びに不法投棄の監視及び連絡通報

（4）路上喫煙、ポイ捨て及び犬のふんの放置の監視並びにこれらの連絡通報

5 推進員の任期は、委嘱の日から委嘱後初めて到来する3月31日までとし、再任を妨げない。ただし、任期満了後でも後任者が決定するまでの間は、その職務を行う。

6 前項の規定にかかわらず、自治会等において推進員の任期についての特段の定めがある場合には、推進員の任期は、自治会等の特段の定めによることができる。

連絡先 環境政策課 04 - 7150 6083